

❀ 令和9年4月の変更点 ❀

施設毎、クラス年齢毎の指数順位の公表（1次、2次選考）

施設・クラス年齢別の指数順位を公表し、選考の見える化を促進します。

希望施設変更申込期間の設置

指数公表に伴い、指数順位最終公表日後に、希望施設の変更期間を設けます。

変更を希望しない場合、変更期間中の申請は不要です。※新規申請はできません。

きょうだい加点

加点の計算方法：就学前の児童数（申請児童本人を除く）× 37.5点

令和9年4月入園から一部を見直し、多子世帯における子育ての負担感に応じたきょうだい加点制度に見直します。

※きょうだい児童が同時期に同じ施設を希望していなくても、きょうだい加点の適用を受けることができます。

施設評価点の内訳

より詳細な評価をするため、施設の採点は、0点、10点、20点、30点、40点の5段階に変更します。

保育園から認定こども園への移行

- かえて保育園 → 幼保連携型認定こども園 かえて保育園
- 寝屋川東保育園 → 認定こども園 寝屋川東保育園

幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行

- 寝屋川幼稚園 → 認定こども園 寝屋川幼稚園
- 成田幼稚園 → 成田幼稚園

⚠ 4月入所決定後の注意点 ⚠

入所が決定し次第、育児休業から復帰される方

育児休業から復帰される場合、曜日に関わらず入所月の翌月1日までに復帰する必要があります。

入所不承諾に伴い育児休業を延長された方

利用申込の申請を取下げない限り、毎月選考が行われます。（最長でも令和10年3月まで）

毎月の空き枠公表に伴う希望園の変更や、保育要件の変更等があれば変更申請を行うことができます。

必要に応じて、申請取下げも可能です。

入所決定し次第、新しい職場で働く予定の方

就労予定で申請し、入所決定された方は、申請時に提出いただいた就労時間で入所月の翌月1日までに

勤務を開始する必要があります。申請時に提出された就労時間・通勤時間を下回る場合や、翌月2日以降の

勤務開始の場合は、原則内定取消や退所となります。